建設業の事業主の皆さまへ

建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。
原則として次のような上限規制が適用されます。

時間外労働の限度時間
■法律による上限(原則)
- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

特別条項
■法律による上限(例外)
(月45時間超は年6か月まで)
- ✓ 年720時間
- ✓ 月100時間未満※
- ✓ 複数月平均80時間※

※休日労働を含む
※災害における復旧・復興の事業では適用されません

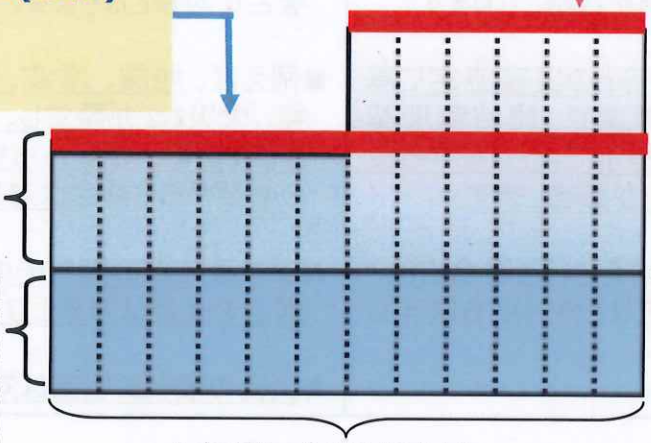

法定労働時間
- ✓ 1週40時間
- ✓ 1日8時間

1年間（12か月）

2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧および復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出 （労働基準法施行規則 様式第9号の3の2または様式第9号の3の3）	事前の許可または事後の届出 （労働基準法施行規則 様式第6号）
効果	**36協定で定める範囲内**で 時間外・休日労働を行わせることができる	**36協定で定める限度と別に** 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	【適用なし】 ✓ 月100時間未満 ✓ 複数月平均80時間以内 【適用あり】 ✓ 年720時間 ✓ 月45時間超は年6か月まで	適用なし

建設業に関する36協定届等の様式は、こちらから入手できます。

3 上限規制の例外規定の適用対象となる事業等の考え方

	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
適用対象	**災害における復旧および復興の事業** <考え方> ■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。 ■例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。 ■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。	**災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合** <考え方> ■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。 ■例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、**人命や公益を保護するために、**時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。 ■単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。 ■災害の復興の事業は対象となりません。

（参考）災害における復旧および復興の事業における労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図

労基法第139条第１項の対象
（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、労基法第33条第１項の対象

（例）緊急的な機能回復のための災害復旧工事

（例）**都道府県等との災害協定・防疫協定や契約等に基づく**
- 除雪作業
- 家畜伝染病に係る防疫措置

など

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など
※労基法第33条第１項の対象とはならない

災害復興事業

（例）復興事業段階の工事
※労基法第33条第１項の対象とはならない

※　図は一般的なイメージであり、労基法第33条第１項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。
　このため、上記の例以外でも、労基法第33条第１項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「建設業の時間外労働の上限規制」について詳しくはこちら

建設業　上限規制

（2024/３）